

# アジア 短期語学留学プログラム 定型約款

記載金額は、全て税込価格です。ただし、第2条(契約の申込みと成立)に定める「留学費用の一部金」及び第9条(申込み後の取消しと返金)に定める取消料(第9条※1記載額)は除きます。また、各条項にて記載されている金額に対する消費税率は、消費税法の改正があった場合、改定後の消費税率に基づく消費税額相当分が変更になります。

## 第1条(定型約款)

申込希望者は、アジア短期語学留学プログラム定型約款(以下「本約款」といいます。)を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます。)に対し、アジア短期語学留学プログラム(以下「留学プログラム」といいます。)に含まれる各種サービスを申し込みます。なお、本約款は留学プログラムの申込契約の内容となります。

## 第2条(契約の申込みと成立)

(1)本約款における申込希望者による留学プログラム契約の申込みと成立は、申込希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の「短期語学留学申込書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、申込金として留学費用の一部金にあたる30,000円(非課税)を受領確認したときをいいます(当社が申込みを承諾した申込希望者を以下「申込者」といいます。)。なお、留学プログラム契約の有効期間は、原則として申込契約の成立日から1年間です。申込者の都合により、申込み後1年以内に留学手続を開始されない場合は、契約期間の満了により契約終了となります。その際の申込金は、第15条(契約終了後の取扱い)により返金しません。

(2)留学先国、学校または研修先機関(以下「留学先」といいます。)が決定し、留学手続を開始するとき、当社はその確認として申込者に対し出願申込を承諾する旨の書面(留学手続引受確認書)を発送します。または、当該確認書を電子的通知によりご連絡する場合があります。

(3)申込みの段階で、留学先が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入れが混み合っている等の事由で申込者の希望する手配ができない可能性が高い場合、当社は申込者の承諾を得て、可能な代案を提示の上、手配努力します。ただし、引受けにおいて第20条に定める「特約の適用」を条件とすることがあります。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第12条(免責事項)によりお預かりする申込金は返金しません。なお、第20条で定める「特約の適用」とは別に、本約款で定める規定を補うものとして、別途、留学先別または共通して定める特約を規定することがあります。

## 第3条(拒否事由)

当社は、申込者から、本約款に基づく留学プログラムの申込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数認められるときは、申込者からの申込み等をお断りすることがあります。

(1)申込者の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当社及び留学先の指定する条件を満たしていないことを当社が認めるとき。

(2)申込者が未成年である場合または学生の場

合、申込みについて親権者(保護者等)の同意がないとき。

(3)申込者が希望する留学先の定員に受入れ可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。

(4)申込者が希望する留学先・留学時期の申込手続の期限までに、留学手続が完了できる見通しがないとき。

(5)申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めるとき。

(6)申込者が留学先への入学希望時期から遡って入学手続を開始されることもなく、1年以上経過したとき。

(7)その他、当社が不適当と認めるとき。

## 第4条(プログラムの範囲)

本約款で定める留学プログラムが提供できる留学先国は、フィリピン、シンガポール、マレーシア、韓国、アラブ首長国連邦ドバイ(以下、単に「ドバイ」と称します。)となります。

留学プログラムは、申込者の希望する留学先に対する留学申込手続の代行、出発にあたっての情報提供等を行うものであり、申込者の希望する留学先への合格や留学先での課程終了等、その他留学中あるいは留学終了後の申込者に対して何らの保証をするものではありません。留学プログラムに含まれるサービスは次のとおりです。

### (1)入学手続

入学願書の作成や書類の送付及び留学費用の送金、入学許可の取付け等、入学の手続を行います。

### (2)滞在先手続

当社は、申込者が留学する際の宿泊滞施設への申込手続を代行します。なお、宿泊滞施設については、留学先国により異なり、以下のとおりですが、留学先の事情により以下記載の宿泊滞施設が変更または別途指定される場合があります。

- ・フィリピン:寮またはホテル等
- ・シンガポール:ホテルまたはホステル等
- ・マレーシア:民間寮またはホテル等
- ・韓国:ミニスタジオ(コシウォン、コシテル)、ホームステイ等
- ・ドバイ:ホテルまたはホテルアパートメント等

当社は、留学先により異なる上記の宿泊滞施設への申込手続を代行しますが、留学先が指定する宿泊滞施設が満室等の理由により、もしくは留学先の事情により当該宿泊滞施設への申込手続の代行ができない場合、当社は原則として、この宿泊滞施設への申込手続の代行はしません。

留学先によっては、申込者の出発日以前に滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。また、1人部屋が否か、あるいはルームメイト等について、申込者の希望が通らない場合もあります。なお、留学先が所持している宿泊滞施設以外では、留学生の他に一般の方が滞在先にいる場合もあります。当社の責によらない事由で申込者の滞在先が確保できない場合、または申込者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失等による場合は、第13条(損害の負担)の定めによるものとします。

### (3)留学先情報の提供

当社では、留学生の心構えやそれぞれの留学先に応じた、国に関する一般情報や入出国に関する注意点等を紹介した資料を提供します。

### (4)緊急対応

留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」は適用外となりますが、万一の際は、現地運営機関並びに留学先学校との連携により可能な限り対応します。ただし、ドバイのみ国内滞在中(出発日当日)は、留学ジャーナルスチューデントプロテクションを利用することができません。

## 第5条(必要書類)

申込者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続に必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申込者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続担当カウンセラーまでお送りください。

## 第6条(諸費用)

留学プログラムは、包括料金契約となるためその内訳は明示いたしません。なお、留学費用に含まれるものと含まれないものは次のとおりです。

### (1)留学費用に含まれるもの

- ・留学手配料金
- ・料金に明示した語学留学・滞施設宿泊料金(シンガポール除く)・食事料金(韓国の場合は軽食となる。)等
- ・料金に明示した空港出迎えまたは送迎等の料金
- ・送金手数料
- ・ドバイへの留学で5週間以上滞在する場合のビザ申請料

### (2)留学費用に含まれないもの

以下に掲げる費用は、上記第(1)項の費用には含まれません。申込者の利用希望や必要性に応じて、別途手配、請求します。なお、渡航手配は、別途契約による手配となります(旅行取扱:株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1-1695号)。

#### ①航空運賃

希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申込み・取消し等は、別に定める標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」、「渡航手続代行契約の部」並びに当社の「旅行・航空券取扱条件書」等に準じます。

②各国空港税、国内の空港施設使用料、航空保険料、国際観光旅客税、燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用

③寮、民間寮、ミニスタジオ、ホテルまたはホステルやホテルアパートメント等、滞在先に対する保証金(デポジット)

シンガポールの場合は、滞施設宿泊料金が留学費用には含まれないため、別途実費請求となりますので、お支払い方法は別途ご案内します。

#### ④海外留学保険料

#### ⑤ビザ取得手続

当社によるビザの代理申請は、原則として申請することができません。そのため、留学先国の各学校による代理申請または申込者本人による申請となり別途代理申請料や手数料がかかります。留学先国別のビザ取得については、以下のとおりです。なお、ドバイのみビザ申請料が留学費用に含まれます。また、以下記載のビザに関する情報は、留学先国の法改正があった場合、改定後

の法律に基づく対応への変更となります。

・フィリピンの場合：日本国籍者は30日以内の滞在の場合、ビザは不要です。ただしパスポートの残存有効期間が滞在日数プラス6か月以上必要となります。また、留学の場合は、留学の期間に係わらず特別就学許可証(Special Study Permit/以下「SSP」といいます。)の申請が必要です。SSPの申請は、必要書類を留学先の学校に提出した後、留学先の学校が本人に代わって代理申請をしますが、別途申請料や手配料(SSP発行手数料)が必要となります。また、SSPの申請時に別途SSP E-CARD(またはSSP I-CARD/移民局により呼び方が異なります。)と呼ばれる外国人登録証の同時申請も必要となります。なお、手数料については、学校により異なります。

・シンガポールの場合：滞在日数30日までは、ビザが不要です。ただし、パスポートの残存有効期間が入国日基準で6か月以上必要となります。また、5週間以上の就学を希望する場合は、学生ビザを申請されることをお勧めします。なお、入国時には、「SG電子入国カード」を取得する必要があります。これは、オンライン申請によって取得することとなりますが、SG電子入国カードの取得については、到着日を含む3日前から本人申請によりご準備いただきます。

・マレーシアの場合：滞在日数90日以内までは、ビザが不要です。ただし、パスポートの残存有効期間が入国日基準で6か月以上必要となります。なお、マレーシア到着の3日前から入国カード(Malaysia Digital Arrival Card/「MDAC」)の事前登録を本人が行なわなければなりません。また、旅券の未使用査証欄が無査証入国の場合は、連続2ページ以上必要で、学生ビザ等の査証申請の場合は、3ページ以上必要となります。

・韓国の場合：滞在日数90日以内までは、ビザが不要です。ただし、パスポートの残存有効期間が入国日基準で6か月以上必要となります。また、2026年1月1日以降は、K-ETAと呼ばれる電子渡航認証が必要で、手数料は約1万ウォンとなります。なお、日本国籍者の場合、90日以内の短期訪問及び一般研修ビザ(91日以上)の申請手数料は無料となりますが、他の国籍者の場合は、国籍により別途手数料がかかります。

・ドバイの場合：日本国籍者は30日以内の滞りの場合、ビザは不要です。ただし、パスポートの残存有効期間が入国日基準で6か月以上必要となります。また、31日(5週間)以上滞る場合は、出発前に60日間有効な観光ビザを申請します(8週間以上の就学は短期学生ビザ、25週間以上の就学は1年間有効な学生ビザの申請が必要)。この場合、留学先の学校が代理申請しますが、ビザの種類により、別途申請料や手配料が異なります。

⑥必要書類の翻訳が必要な場合、英語、フランス語に限り以下の料金にて翻訳します。

翻訳料(1通あたり)	英語	フランス語
・預金残高証明書	7,700円	8,800円
・卒業証明書	7,700円	11,000円
・成績証明書(大学・短大・高専のもの)	16,500円	22,000円
(高校のもの)	13,200円	22,000円
・戸籍謄本(抄本)		
英語・フランス語とも1枚につき		16,500円～22,000円

#### ⑦緊急連絡費

申込者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する

場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,500円にて申し受けます。この場合、申込者は、当社が申込者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

#### ⑧その他

留学先でかかる交通費、オプションツアー参加費等の個人的費用、記載のない食事料金(ドバイは、滞在先によりオプションで申込みが可能。)

### 第7条(申込み後の変更と変更手数料)

#### (1)留学開始前

申込者の都合により、希望留学先における「受入日、受入期間の変更」「授業コースの変更」「宿泊滞在施設、滞在タイプの変更」等、申込内容及び手配内容の変更の申し出があったとき、当社は可能な限り申込者のご希望に応じます。この場合、当社は留学費用の変更をする場合があります。または、次の変更手数料を申し受けます。ただし、変更に伴い留学先等から別途変更に関する実費の請求があった場合は、申込者の負担となります。なお、ドバイのみ変更手数料に関する取扱いが異なります。

【フィリピン、シンガポール、マレーシア、韓国の場合】

同一学校・コースでの 変更日	変更手数料
(イ)申込日から起算して 8日以内の変更 ※ただし、(ロ)(ハ)(二) の場合を除く	無料
(ロ)申込日から起算して 9日目以降で留学開始 日の前日から起算して 31日前まで	11,000円 +留学先の変更料 実費
(ハ)留学開始の前日から 起算して遡って30日 目にあたる日以降開始日 の前日まで	33,000円 +留学先の変更料 実費
(二)留学開始当日以降	変更はできません

【ドバイの場合】

同一学校・コースでの 変更日	変更手数料
申込みから8日以内の 変更	無料
同9日目以降の変更	33,000円 +留学先の変更料 実費

※申込日から起算して開始日前日迄の期間が30日以内の場合における変更は(ハ)が適用されます。

※上記記載の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が該当日になります。なお、営業時間以降の変更は翌日の届出とみなします。

※留学先自体を変更する場合は、先に申込みいただいた留学先は取消しとみなし、変更を希望する留学先に新たに申込みをしていただくこととなります。

※空港出迎え手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申込者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,300円を別途申し受けます。

※契約期間内に留学手続を開始することができず、留学時期の変更を希望される場合は、契約期間の満了前に変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌1年以内の出発に限り変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消しとみなし、変更を希望する留学先に新たに申込みをしていただくこととなります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、第15条(契約終了後の取扱い)に準じます。

#### (2)留学開始後

申込者の都合により、留学プログラムを途中で同一学校の異なるコースへ変更する場合、必ず現地にて当該機関の同意を得た上で申込者本人が手続を行うものとします。追加費用等が発生する場合、全て申込者の負担となります。また、途中で異なる留学先へ変更された場合は、権利放棄とみなし、返金は一切しません。留学プログラムの延長や変更(コースや滞在方法)の希望においても、全て申込者の責任において当該機関に申込者本人が手続をし、費用の支払いは、当該機関の指示に従うものとします。

### 第8条(支払い)

申込者は、本約款の各条項に定められた、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振込みまたは所定の方法で入金するものとします。この場合、留学費用等の残金は、受入先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申込者が当社に対して支払った申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申込者に対して返金しません。申込者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申込者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。

なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払金額が明らかになり次第、当社の指示に従い、当社または支払先との間で過不足金の精算を行っていただきます。また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料(以下「振込手数料」といいます。)並びに当社から申込者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込者の負担となります。

### 第9条(申込み後の取消しと返金)

申込者が、申込み後に留学の手続を取消しされる場合は、次の取消料をお支払いいただくこととなります。なお、審査・満席・抽選・留学先の申請事由等の結果によりビザが取得できなかった場合にも、各取消料を申し受けます。申込内容の取消しは、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消しとして取り扱います。留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続にかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担となります。また、当社がこれを立替払いしたときは、申込者はかかる立替費用を当社に支払うものとします。なお、本条で定める取消規定は、フィ



支払いただいた変更手数料は返金しません。

#### 第16条(守秘義務について)

当社では、申込者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申込書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

#### 第17条(個人情報の取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申込者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下のとおり取り扱います。

##### (1)個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

##### (2)個人情報の利用目的について

①申込者が留学や旅行に関する相談、申込み、留学及び旅行商品並びにサービスをご利用いただく際、申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、並びに申込者との間の連絡のために利用させていただくほか、申込者がお申込みいただいた留学・旅行商品において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、また当社の留学及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対し申込者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。その他、申込みをする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続上必要となる、日本での申込者の最終学業成績、健康診断書(要配慮個人情報含む。)、財政証明書、戸籍謄本(抄本)等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申込者に同意いただくものとします。

②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申込者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、申込者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申込者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申込者の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、申込者自身が選択できるものであり、申込者に判断を委ねます。その他、当社では、より良い留学・旅行商品の開発のためのマーケット分析、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント・セミナー並びにキャンペーン情報等のご案内を申込者にお届けするため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申込者

の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申込者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

##### (3)個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申込者の同意を得ることなく第三者(外国にある第三者含む。)に提供しません。当社は、申込者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申込者が提供した申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書や戸籍謄本(抄本)等の個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業等(ホールセラー、ビザ代理申請会社、現地手配会社、保険会社、翻訳先等の業務委託先)に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申込者の戸籍謄本または抄本の英訳されたものを求めている場合があります。その際、当社は専門の翻訳家あるいは翻訳会社に対して当該書類の翻訳を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②号と③号のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①申込者本人が個人情報の開示に同意している場合

②法令により開示が求められた場合

③申込者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合

④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

##### (4)個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込者が提供した個人情報の内容を申込者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。前項④号及び情報の解析や分析において、他の情報と照合することにより個人の特定が可能な「クッキー情報」を得る必要がある場合も申込者本人の同意を得た上で使用するものとします。

##### (5)個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

##### (6)個人情報保護に関する相談窓口

個人情報保護に関するお問合わせ・ご要望は、次の「お問合わせ窓口」へご連絡ください。

お客様相談室

連絡先：03-5312-4421(代)

(平日のみ 10:00 ~ 18:00)

#### 第18条(管轄裁判所)

本約款に関する一切の訴訟、その他一切の法的手続(裁判所の調停手続を含む。)については、訴訟額により、東京簡易裁判所または東京地方裁

判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第19条(定型約款の変更)

本約款の変更が契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日以前に一定期間をもって告知します。当該告知後、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、申込者は本約款の変更に同意したものとします。

#### 第20条(特約の適用)

(1)留学プログラムに申し込み際、以下の諸条件のいずれかに当てはまる場合は、本約款第7条(申込み後の変更と変更手数料)及び第9条(申込み後の取消しと返金)にて適用される8日以内の無料変更並びに8日以内の取消しに際しての全額返金の制度を適用除外します。その際、留学先への各種変更料や取消料が発生した場合には、本約款第7条または第9条の定めるところによります。

①留学プログラムへの申込み後、希望留学先への出願(コースへの申込み)を直ちに開始しなければ席を確保できない場合

②留学プログラムへの申込み後、宿泊滞在先確保のための申込みを直ちに開始しなければ宿泊滞在先を確保できない場合

③留学プログラムへの申込日(契約の成立日)から出発日まで十分な期間もなく、直ちに留学手続を開始しなければ出発が不可能であると当社が判断した場合

学校によっては、コースや滞在先の空き状況確認後、仮押えをし、その後24時間から48時間以内の出願を必要とする場合があります。

(2)本約款で定める規定が留学先ごとの規定に対応できない場合は、本約款第2条第3項の定めに従い、留学先ごとに別途特約を定めます。その際は、当該特約が優先適用されるものとします。

#### 第21条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

#### 第22条(発効期日)

本約款の内容は、2025年2月1日以降に申し込まれるアジア短期語学留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、第19条に従って告知し、効力発生日以降は留学ジャーナルオンライン(www.ryugaku.co.jp)に掲載の最新定型約款を適用します。